

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
 FAX 011-232-1385  
 印刷 富士プリント(株)

## 告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (総務部総務課) 一七九
- 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (北海道選挙管理委員会事務局所管分) (市町村課) 一八〇
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (食品衛生課) 一八一
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 一八一
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 一八二
- 肥料の登録の有効期間の更新 (道産食品安全室) 一八三
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(二件) (農地調整課) 一八四
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 一八四
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一八五
- 土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 一八五
- 土地改良事業の施行の同意 (土地改良指導課) 一八五
- 平成十四年度北海道農業機械研修の実施 (農業改良課) 一八五
- 一般競争入札の実施 (道有林課) 一八六
- 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (水産林務部所管分 その三) (水産林務部総務課) 一八七
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一八七
- 知事権限に係る保安林の指定の解除(二件) (治山課) 一八七
- 基本測量の実施の通知 (建設部総務課) 一八八
- 道路の区域の決定(二件) (道路整備課) 一八八
- 道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 一八九
- 道路の区域の変更(二件) (道路整備課) 一八九
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 一九〇
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (河川課) 一九〇
- 河川区域の指定の一部改正 (河川課) 一九〇
- 河川区域の指定の一部改正 (河川課) 一九〇
- 河川予定地の指定の一部改正 (河川課) 一九〇
- 都市計画事業の認可 (公園下水道課) 一九〇
- 補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正 (出納局総務課) 一九〇

## 公表

- 公印の作成 (法制文書課) 一九一
- 北しりべし廃棄物処理広域連合の設置の許可 (市町村課) 一九一
- 日高中部広域連合の設置の許可 (市町村課) 一九一
- 地方増進法の規定による地方増進地域の指定 (道産食品安全室) 一九一
- 二級河川白老川河川整備基本方針 (河川課) 一九一

## 公告

- 平成十四年度水産業改良普及員資格試験の実施 (水産林務部企画調整課) 一九一
- 定置漁業の免許 (漁業管理課) 一九二
- 札幌医科大学告示
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (一九二)
- 札幌医科大学医学部附属病院の使用料及び手数料の収納事務の委託 (一九三)
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (一九三)
- 道公安委員会告示
- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示 (一九四)
- 道交法の規定に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 (一九五)
- 道警察本部告示
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置並びに所管区の一部改正 (一八六)
- 特定調達契約に係る入札の公告 (一九八)
- 道南連合海区漁業調整委員会告示
- 北海道日高・胆振・渡島支庁管内太平洋海域におけるさめはえ縄漁業(あぶらざめ)を対象とするものを除く。)の指示 (二〇〇)

## 告示

## 告示

### 北海道告示第771号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成十四年4月26日

北海道知事 堀 達也

1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

北海道庁本庁舎清掃業務(8階から12階まで及び塔屋に限る。)一式

(2) 落札を決定した日

平成十四年3月14日

(3) 落札者の氏名及び住所

フ 氏名 株式会社東洋実業

〒住所 北海道札幌市中央区北6条西22丁目2番7号

呼 〇 〇 一 三 六 一 号

解 説 公 報 北

<p>(4) 落札金額 5,670万円</p>	<p>イ 住 所 福島県福島市五月町3番20号</p>
<p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p>	<p>(4) 落札金額 462万円</p>
<p>(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道告示第141号</p>	<p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p>
<p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部総務課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目</p>	<p>(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道告示第142号</p>
<p>2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量</p>	<p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部総務課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目</p>
<p>(2) 落札を決定した日 平成14年3月14日</p>	<p>4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道庁別館清掃業務（9階から11階まで）一式</p>
<p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 キョウワプロテック株式会社 イ 住 所 福島県福島市五月町3番20号</p>	<p>(2) 落札を決定した日 平成14年3月14日</p>
<p>(4) 落札金額 493万5,000円</p>	<p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 キョウワプロテック株式会社 イ 住 所 福島県福島市五月町3番20号</p>
<p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p>	<p>(4) 落札金額 430万5,000円</p>
<p>(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道告示第142号</p>	<p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p>
<p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部総務課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目</p>	<p>(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道告示第142号</p>
<p>3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道庁別館清掃業務（6階から8階まで）一式</p>	<p>(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部総務課 イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目</p>
<p>(2) 落札を決定した日 平成14年3月14日</p>	<p>北海道告示第772号</p>
<p>(3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 キョウワプロテック株式会社</p>	<p>北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。 平成14年4月26日</p>

(北海道選挙管理委員会事務局所管分)

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
明るい選挙推進事業 明るい選挙の推進を図るため、予算の範囲内で補助する。	広域的区域の中核となる市	市の選挙管理委員会が明るい選挙推進のために行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 話し合い活動 (2) 明るい選挙推進事業の中核となる指導者及び話し合い活動等の助言者の養成及び研修 (3) 資料の作成及び提供 (4) 講演会、討論会、学級講座等の開催 (5) 関係団体及び関係機関と協議し、その決定に基づき行う事業 (6) 知事が適当と認めた関係団体に対する明るい選挙推進事業の委託 (7) その他知事が必要と認めた事業	3分の2以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 総務第7号様式 総務第8号様式	共通第29号様式 総務第9号様式 総務第10号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 道選挙管理委員会事務局支所（札幌市） ては、道選挙管理委員会事務局	明るい選挙推進事業計画変更承認申請書の様式は、総務第11号様式によること。

北海道告示第 773 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年 4月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
アラテリアBSE輸入代行一式 169セット
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成14年 2月15日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏 名 日本パイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社  
(2) 住 所 東京都荒川区東日暮里5 - 7 - 18 コスモパークビル
- 4 随意契約に係る契約金額  
42,055,650円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道保健福祉部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第 774 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年8月26日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成14年 4月26日

北海道知事 堀 達 也

第 〇 〇 〇 号 規 則

第 〇 〇 〇 号 規 則

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社メガネトツ  
静岡県静岡市曲金6丁目6番50号

- 代表取締役社長 中川 礼一
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社メガネトツ	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	前田 勝敏
株式会社ダイイチ	帯広市東5条南11丁目6番地	小西 保男
北雄ラッキー株式会社	札幌市中央区北11条西19丁目	代表取締役社長 桐生 泰夫
株式会社/パーソナルラッグ	美幌市大通り南1丁目2番2号	代表取締役社長 中川 礼一

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社メガネトツ	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏
株式会社ダイイチ	帯広市東5条南11丁目6番地	代表取締役社長 小西 保男
北雄ラッキー株式会社	札幌市中央区北11条西19丁目	代表取締役社長 桐生 泰夫

株式会社/パーソナルラッグ	美幌市大通り南1丁目2番2号	代表取締役社長 中川 礼一
株式会社メガネトツ	静岡県静岡市曲金6丁目6番50号	代表取締役社長 富澤 昌三

- (4) 変更の年月日  
平成14年3月20日
- (5) 変更する理由  
小売業者の変更のため
- 2 届出年月日  
平成14年4月12日
- 3 届出書等の縦覧  
(1) 縦覧場所  
北海道経済部地域産業課  
北海道十勝支庁商工労働観光課

- (2) 縦覧期間  
平成14年4月26日(金)から8月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第775号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年8月26日までに北海道後志支庁商工労働課に到着することができるとの届出があることである。

平成14年4月26日  
北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大雪閣  
札幌市厚別区厚別南2条西1丁目14番地1  
代表取締役 佐藤 麗子

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジヨイ倶知安店  
 虻田郡倶知安町南2条西1丁目1番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) 株式会社長崎屋倶知安店  
 (変更後) ジヨイ倶知安店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社長崎屋	東京都中央区東日本橋3丁目7番14号	代表取締役 井上 民雄
エンバイヤークリーニング株式会社	札幌市北区北23条西5丁目18番地95	代表取締役社長 山下 博

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
住友石炭鉱業株式会社	東京都港区西新橋3丁目20番4号	代表取締役社長 鈴木 孝夫

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 (変更前) 午前9時30分 (年間55日は午前9時)  
 (変更後) 午前9時

閉店時刻 (変更前) 午後8時  
 (変更後) 午後9時50分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前9時から午後8時まで  
 (変更後) 午前9時から午後10時まで

(4) 変更する年月日  
 平成14年5月1日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,968㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数  
 95台

(イ) 駐輪場の収容台数  
 56台

(ウ) 荷さばき施設の面積  
 26.9㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量  
 23.8㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数  
 6カ所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日  
 平成14年4月10日

3 届出書等の縦覧  
 (1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課  
 北海道後志支庁商工労働課

(2) 縦覧期間  
 平成14年4月26日(金)から8月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の休日に

関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間  
 午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第776号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者	住所	登録有効期限
北海道 第2774号	混合有機質肥料	混合有機質ペレット肥料1号	窒素全量4.5 りん酸全量3.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	富士肥料株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号	平成17.3.31

北海道告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、旭川市平和地区（共栄工区）の換地計画を定めた。  
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年4月26日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第778号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、旭川市平和地区（近文工区）の換地計画を定めた。  
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年4月26日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員就任及び退任の届出があった。  
平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

知内土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所	所
就任	平成14.4.8	理事	森永 勉	上磯郡知内町字森越44番地	
同	同	同	松井 盛泰	字元町138番地	
同	同	同	丸山 義隆	字上雷72番地	
同	同	同	辻田 惠一	字重内66番地310	
同	同	同	中村 敏雄	字森越102番地	
同	同	同	城地二三男	字重内33番地141	

様似土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所	所
就任	平成14.4.1	理事	松田 元則	様似郡様似町字田代1143番地	
同	同	同	山本 健吾	字田代1186番地	
同	同	同	林 時春	字岡田277番地の3	
同	同	同	江川 三良	字田代1299番地	

就任	平成14. 4. 1	理事	北澤 正則	様似郡様似町字緑町145番地の14
同	同	監事	松田 豊和	字田代175番地
同	同	同	小田 誠一	朝日丘68番地の2
退任	14. 3.31	理事	松田 元則	字田代143番地
同	同	同	山本 健吾	字田代1186番地
同	同	同	鎌田 孝一	字田代495番地の1
同	同	同	江川 三良	字田代1299番地
同	同	同	中山 敬美	字田代175番地の35
同	同	監事	松田 豊和	字田代175番地
同	同	同	小田 誠一	朝日丘68番地の2

北海道告示第 780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年4月26日

認可年月日	土地改良区名
平成14. 4.16	深川土地改良区
同	遠別土地改良区
同 14. 4.17	新篠津土地改良区
同	愛別土地改良区

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、雨竜川土地改良区連合から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成14年4月26日

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	北海道知事 堀 達也 所
就任	平成14. 3.29	理事	金山 信幸	雨竜郡北竜町字和86番地の8	
同	同	監事	下村 功	字菟西39番地の9	
退任	14. 2.23	理事	渡邊 要二	字板谷20番地の1	
同	同	監事	小野 敏	字和101番地の10	

北海道告示第 782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成14. 3.28	女満別町	女満別	維持管理
同	美幌町	同	同
同	女満別町	本郷	同
同	美幌町	同	同

北海道告示第 783号

平成14年度北海道立農業大学校の研修部門における研修を次のとおり実施する。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

- 1 無人ヘリコプター操作技能研修  
1 研修期間 平成14年10月21日（月）から11月1日（金）まで  
2 回目 平成14年11月25日（月）から12月6日（金）まで
- 2 募集定員 各回15人
- 3 研修目的 産業用無人ヘリコプターの操作及び構造、関係法規、作業の方法等について、社団法人農林水産航空協会が認定するオペレーターとして必要な知識及び技能を習得すること。
- 4 研修内容

区分	研修形態	対象機種	研修内容	日数等	場 所
1 回目	集合研修	RMAX	航空力学、航空法、電波法、無人ヘリコプターの概要と構造、オペレーション演習、作業安全と運行方法、薬剤散布方法、検定試験	10日間	北海道立 農業大学校
2 回目		YH300			

5 受講対象者 農業者又は農業に従事しようとする者

6 受講申込手続 受講を希望する者は、受講願書に所定の事項を記入し、最寄りの市町村又は地域の農業改良普及センターに提出すること。

市町村長又は農業改良普及センター所長は、受講申込者を取りまとめ、受講願書に推薦する旨の記載を行い、北海道立農業大学校長（以下「校長」という。）に提出すること。

呼 声 第 一 三 六 一 号

- (1) 受 付 期 間 各研修開講前月の1日から20日まで
- (2) 提 出 書 類 受講願書 (道立農業大学校、各地区農業改良普及センター、各支庁農業振興部農務課、市町村及び農業協同組合にて配布する。)
- 7 受 講 者 の 選 考 校長は、提出された受講願書に基づいて選考の上、受講の許可又は不許可を決定し、開講日の7日前までに受講の許可を申込者に通知する。
- 8 そ の 他
  - (1) 受講料は徴収しないが、宿泊に係る経費 (食費及び諸経費)、テキスト代、傷害保険掛金等は実費負担とする。
  - (2) 受講者は、原則として、農業大学校の研修宿泊施設に宿泊すること。
  - (3) 問い合わせは、北海道立農業大学校 (電話 01562 - 4 - 2121 番 (内線 245 番) 郵便番号 089 - 3675 中川郡本別町西仙美里25番地の1) 又は最寄りの支庁農業振興部農務課若しくは地域の農業改良普及センターに行うこと。

北海道告示第784号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。  
平成14年4月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ及び周辺機器等 9組 (1月当たりの単価)
  - (2) 調達する賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 納 入 期 限 平成14年6月3日
  - (4) 契 約 期 間 平成14年6月3日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年5月31日を限度に当該契約を延長することが有り得る。
  - (5) 納 入 場 所 北海道水産林務部森林環境室
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号で規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所  
郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部森林環境室道有林課道有林管理グループ

- 4 入札執行の場所及び日時  
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
- (1) 入 札 場 所 北海道庁本庁舎 10階 水産林務部1号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成14年5月17日 午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金  
入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項  
(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便又は電報による入札  
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法  
北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定められた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内であって最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 入札参加申込書の提出  
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。  
(1) 提 出 期 限 平成14年5月10日
- (2) 提 出 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道水産林務部森林環境室道有林課道有林管理グループ
- 11 そ の 他  
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 ア 名 称 北海道水産林務部森林環境室道有林課道有林管理グループ  
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目  
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 712

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

**北海道告示第 785 号**  
 北海道が平成14年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。  
 平成14年4月26日

北海道知事 堀 達 也

(水産林務部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
北のみどり21プラン推進事業（みどりの環境軸地域形成促進事業） みどりのネットワークの質的な充実・向上を図る「みどりの環境軸の形成」を進めるため、予算の範囲内で補助する。	みどりの環境づくりを実施する団体	みどりの環境づくりを実施する団体が行うみどりの環境軸地域形成促進事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 植樹並びに植樹に伴う地植え及び支柱設置に要する経費 (2) ピオトーブその他の整備に要する経費	2分の1以内	共通第2号様式 共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第22号様式 共通第22号様式別に指示する様式	共通第2号様式 共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 事業の経過及び完了を証明する写真等	1部 提出期限別に指示する日 提出先 水産林務部森林環境室森林活用課	

北海道告示第 786 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 平成14年4月26日

- 北海道知事 堀 達 也
- 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町瓜幕西24線20の5（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的 風害の防備
  - 解除の理由 排水路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 787 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 平成14年4月26日

- 北海道知事 堀 達 也
- 解除に係る保安林の所在場所 紋別市大山町4丁目25の20（次の図に示す部分に限る。）  
 (1) 25の11  
 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
  - 解除の理由 指定理由の消滅  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

呼 〇 九 三 一 紙

2(1) 解除に係る保安林の所 紋別市大山町4丁目25の20 (次の図に示す部分に限る。)、  
在場所 25の11  
(2) 保安林として指定され 公衆の保健  
た目的  
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び紋別市役所に  
備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 解除に係る保安林の所 網走郡女満別町字豊里614の2、615の2  
在場所  
(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的  
(3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第788号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指  
定を解除する。  
平成14年4月26日

1(1) 解除に係る保安林の所 茅部郡砂原町字場中305の1・305の4・305の5 (以上3  
在場所 筆について次の図に示す部分に限る。)、305の2  
(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的  
(3) 解 除 の 理 由 砂防施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び砂原町役場に  
備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除に係る保安林の所 山越郡八雲町栄浜2000の3 (次の図に示す部分に限る。)、  
在場所 175の2、東野786の1、786の2、789の2、旭丘52の2、  
56の3  
(2) 保安林として指定され 風害の防備  
た目的  
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第789号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法 (昭和24年法律第188号)  
第14条第1項の規定による通知があった。  
平成14年4月26日

1(1) 作業種類 基本測量 (精密測地網高度基準点測量)  
(2) 作業期間 平成14年6月5日から12月15日まで  
(3) 作業地域 札幌市、函館市、小樽市、室蘭市、帯広市、苫小牧市、恵庭市、松前町、  
上磯町、知内町、木古内町、戸井町、大野町、南茅部町、八雲町、厚沢  
部町、江差町、上ノ国町、島牧村、黒松内町、寿都町、蘭越町、二セコ  
町、虹田町、京極町、倶知安町、留寿都村、古平町、積丹町、赤井川村、  
大滝村、白老町、平取町、門別町、静内町、音更町、鹿追町、上士幌町、  
芽室町、広尾町、大樹町、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町、浦幌町、  
音別町、浦河町、今金町、北松山町、えりも町

2(1) 作業種類 基本測量 (精密測地網高度基準点測量)  
(2) 作業期間 平成14年5月8日から10月1日まで  
(3) 作業地域 釧路市、根室市、釧路町、弟子屈町、標茶町、別海町、厚岸町、浜中町、  
阿寒町、鶴居村、白糠町

北海道告示第790号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決  
定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示  
の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
平成14年4月26日

1 道路の種類 道道 北海道知事 堀 達 也  
2 路線名 土別インター線  
3 道路の区域 間 敷地の幅員 延長 国道等との間

公 報 第 一 〇 九 三 一 紙

士別市南町東4区469番19地先（一般国道40号交点）から士別市南町東4区1876番13地先まで

19.80mから 104.81m 一般国道40号に  
53.40mまで おける13.00m  
の間

北海道告示第791号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課及び同局網走開発建設部並びに北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道（開発道路）
  - 2 路線名 遠軽雄武線
  - 3 道路の区域 区
- 間 敷地の幅員 延長
- 紋別市上落滑町上古丹93番1地先から 10.00mから 2.306km  
紋別市上落滑町中立牛205番地先まで 32.00mまで

北海道告示第792号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課及び同局室蘭開発建設部並びに北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

- 1 道路の種類 道道
  - 2 路線名 高見西舎線
  - 3 道路の区域 区
- 間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
- 変更前後の別

浦河郡浦河町字上向別341番1地先から浦河郡浦河町字上向別341番1地先まで

前 33.50mから 0.077km  
57.00mまで  
後 41.50mから 0.077km  
63.00mまで

北海道告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 道路の種類 道道
  - (2) 路線名 和寒幌加内線
  - (3) 道路の区域 区
- 間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
- 変更前後の別
- 上川郡和寒町字西和593番1地先から上川郡和寒町字西和596番3地先まで
- 前 11.50mから 130.81m  
27.00mまで  
後 13.50mから 117.24m  
23.85mまで 23.85mまで

- 2(1) 道路の種類 道道
  - (2) 路線名 温根別剣淵停車場線
  - (3) 道路の区域 区
- 間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
- 変更前後の別

上川郡剣淵町字オソネベツ原野2512番2地先から上川郡剣淵町字オソネベツ原野2513番1地先まで

前 14.50mから 100.93m  
17.50mまで  
前 10.90mから 89.44m  
10.90mまで  
後 27.00mから 89.44m  
28.00mまで 27.00mから 89.44m  
28.00mまで

- 3(1) 道路の種類 道道
- (2) 路線名 士別滝の上線
- (3) 道路の区域 区

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
上川郡朝日町字奥土別4008番2地先から上川郡朝日町字奥土別4011番4地先まで	前	20.00mから23.70mまで	231.59m	—
	前	19.50mから23.50mまで	208.50m	—
	後	19.50mから23.50mまで	208.50m	—

北海道告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。  
 平成14年4月26日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
道 道 奈 井 江 浦 白 線	空知郡奈井江町字奈井江1385番1地先から樺戸郡浦臼町字キナウスナ197番455地先まで	平成14.4.27 13時	
道 道 大 曲 工 業 団 地 美 し が 丘 線	北広島市大曲238番2地先から北広島市大曲121番地先まで	平成14.5.2	

北海道告示第795号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。  
 その関係図面は、北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。  
 平成14年4月26日

1 河 川 の 名 称	一級河川釧路川水系鑑別川	北海道知事 堀 達 也
2 廃川敷地等が生じた年月日	平成14年4月26日	
3 廃川敷地等の位置	川上郡弟子屈町高栄2丁目149番27地先から同町高栄3丁目151番119地先まで及び同町高栄3丁目151番4地先から同町高栄3丁目151番1地先まで 右岸 同町泉1丁目49番4地先から同町桜丘1丁目52番3地先まで、同町桜丘1丁目58番2地先及び同町桜丘2丁目158番13地先	

4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 29,978.90㎡

北海道告示第796号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。  
 その関係図面は、北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。  
 平成14年4月26日

表の1 一級河川鑑別川の項図面の欄中「第1号図から第8号図まで」を「第1号図の1、第2号図の1、第2号図の2及び第3号図から第8号図まで」に改める。  
 北海道知事 堀 達 也

北海道告示第797号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。  
 その関係図面は、北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。  
 平成14年4月26日

表の1 一級河川鑑別川の項図面の欄中「第1号図から第4号図まで」を「第1号図の1、第2号図の1、第2号図の2、第3号図及び第4号図」に改める。  
 北海道知事 堀 達 也

北海道告示第798号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。  
 平成14年4月26日

1 施行者の名称	音更町	北海道知事 堀 達 也
2 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画公園事業2・2・222号ひびき野東公園	
3 事業の施行期間	平成14年4月26日から平成15年3月31日まで	
4 事業の用地	河東郡音更町宝来南1条5丁目	
(1) 収用の部分	なし	
(2) 使用の部分	なし	

北海道告示第799号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。  
 平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也  
教育庁所管の事項中第14項及び第15項を削り、同事項第16項中「教育長」を「同」に改め、同項を同事項第14項とし、同事項中第17項を第15項とし、第18項から第24項までを2項ずつ繰り上げ、同事項第25項中「教育局長」を「教育長、教育局長」に改め、同項を同事項第23項とする。

公 報

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成14年4月26日、公印の作成について次のとおり公印台帳に登録した。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

作成した公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印影	寸法	使用開始年月日
北海道宗谷支庁長印	北海道宗谷支庁	納税証明 （単検）用		直径 25ミリ × 40ミリ	平成 14. 4. 30

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、小樽市長、積丹町長、古平町長、仁木町長、余市町長及び赤井川村長から申請のあった北シロベシ廃棄物処理広域連合の設置を平成14年4月12日、許可した。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の規定により、新冠町長、静内町長及び三石町長から申請のあった日高中部広域連合の設置を平成14年4月12日、許可した。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

地力増進法（昭和59年法律第34号）第4条第1項の規定により、次の地域を地力増進地域

として指定した。

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

- 1 指定年月日 平成14年4月18日
- 2 地域名 北広島、江差、苫前、天塩
- 3 地力増進地域 別図のとおり  
（「別図」は省略し、その図面を北海道農政庁産産食品安全室及び関係支庁農業振興部農務課に備え置いて、縦覧に供する。）

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川白老川に係る河川整備基本方針を定めたので、別紙のとおり公表する。

（「別紙」は、省略し、北海道建設部河川課及び室蘭土木現業所並びに白老町役場に備えて縦覧に供する。）

平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

公 報

水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施する。  
平成14年4月26日

北海道知事 堀 達也

- 1 試験の期日及び場所  
(1) 試験の期日 平成14年6月24日（月）  
筆記試験 午前9時  
口述試験 午後1時15分  
札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道庁赤レンガ庁舎2階3号会議室  
試験は、筆記試験及び口述試験とする。  
筆記試験は、必須科目2科目及び選択科目3科目のうちから受験者が選択する2科目について行う。  
漁業経営、教育方法  
漁業（漁場、資源、漁具、漁法、気象）、利用加工（漁獲物処理、利用加工、品質管理、流通）、水産増殖（水産物、増養殖、水族病理、水産土木）  
口述試験は、社会常識その他水産業改良普及員として必
- 2 試験の方法  
(1) 筆記試験  
必須科目  
選択科目
- (2) 口述試験

呼 〇 〇 〇 一 三 六 一 報

報 奨 団 公 報

3	受 験 資 格	要な能力について行う。 試験は、次のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。
		(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）による大学、独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、法による高等専門学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済若しくは経営に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成15年3月に卒業見込みの者
		(2) 法による高等学校を卒業した者又は大学入學資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による資格検定に合格した者で、卒業又は資格検定合格後、この試験の期日までに次のアからウまでの職務のいずれかに従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年に達するもの
		ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究機関における試験研究
		イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する技術についての普及又は指導
		ウ 法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する教育
4	受 験 願 書	試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出すること。
		(1) 履歴書
		(2) 写真2枚（縦4センチメートル×横3センチメートルの大きさで最近6か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きのもとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自書すること。）
		(3) 最終学校卒業証明書、卒業見込み証明書又は資格検定合格証明書
		(4) 3の②に該当する者については、3の②のアからウまでの職務に従事した期間についての在職期間証明書
		(5) 身体検査書
5	受 験 願 書 の 受 付 期 間	平成14年5月13日（月）から27日（月）まで（消印有効）
6	受 験 願 書 の 提 出 方 法	北海道水産林務部企画調整課（郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目）あてに提出（送付）すること。
7	受 験 票 の 交 付	受験願書を受取り、受験資格があると認めるときは、試

8	合格発表及び合格証書交付	<p>試験日の3日前までに受験票を送付する。 合格発表は、試験実施後1か月以内に行うこととし、水産林務部企画調整課に受験番号のみを掲示するほか、合格者には、合格証書を送付する。</p> <p>試験に関し不正の行為をした者又は受験願書その他の提出書類に虚偽の記載をした者については、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。</p>															
9	不正行為に対する処分	試験に不正の行為をした者又は受験願書その他の提出書類に虚偽の記載をした者については、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。															
10	合 格 者 の 資 格	この試験の合格者は、北海道の水産業改良普及員として任用される資格を有する。															
11	そ の 他	<p>受験願書の必要な場合及び、この試験について不明な点がある場合は、北海道水産林務部企画調整課又は最寄りの各支庁水産主務課に照会すること。</p> <hr/> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成13年4月25日釧路十勝海区における定置漁業について、次のとおり免許した。 なお、免許の内容たるべき事項、制限又は条件及び存続期間は、平成14年北海道告示第440号で告示したとおりである。</p> <p>平成14年4月26日</p>															
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">免 許 番 号</td> <td style="width: 30%;">漁 業 権 者 の 住 所 及 び 氏 名</td> <td style="width: 40%;">北海道知事 堀 達 也</td> </tr> <tr> <td>厚岸さけ定第5号</td> <td>厚岸郡厚岸町奔渡町3丁目37番地</td> <td>有限会社 厚岸さけ定置</td> </tr> <tr> <td>厚岸さけ定第6号</td> <td>同</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>厚岸さけ定第7号</td> <td>同</td> <td>同</td> </tr> <tr> <td>厚岸さけ定第8号</td> <td>同</td> <td>同</td> </tr> </table>	免 許 番 号	漁 業 権 者 の 住 所 及 び 氏 名	北海道知事 堀 達 也	厚岸さけ定第5号	厚岸郡厚岸町奔渡町3丁目37番地	有限会社 厚岸さけ定置	厚岸さけ定第6号	同	同	厚岸さけ定第7号	同	同	厚岸さけ定第8号	同	同
免 許 番 号	漁 業 権 者 の 住 所 及 び 氏 名	北海道知事 堀 達 也															
厚岸さけ定第5号	厚岸郡厚岸町奔渡町3丁目37番地	有限会社 厚岸さけ定置															
厚岸さけ定第6号	同	同															
厚岸さけ定第7号	同	同															
厚岸さけ定第8号	同	同															
<b>札幌医科大学告示</b>																	
札幌医科大学告示第13号																	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。																	
平成14年4月26日																	
1	落札に係る物品等の名称及び数量	札幌医科大学長 秋 野 豊 明															
	重油 J I S 1 種 2 号 調達予定数量	1,700,348 ℓ															
2	落札を決定した日																
	平成14年3月26日																

- 3 落札者の氏名及び住所  
 (1) 氏名 河辺石油株式会社  
 (2) 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号
- 4 落札金額  
 重油JIS1種2号 1ℓ当たりの単価 22.90円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
 平成14年札幌医科大学告示第4号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 (1) 名称 札幌医科大学事務局管財課  
 (2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学告示第14号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により、札幌医科大学医学部附属病院における平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料及び手数料の収納事務の一部を次の者に委託した。

平成14年4月26日

- 1 受託者の名称 株式会社ハルカ 札幌医科大学長 秋野豊明
- 2 所在地 札幌市中央区大通西7丁目1番地1

札幌医科大学告示15号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年4月26日

札幌医科大学長 秋野豊明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
 (1)ア 落札に係る物品等の名称 献血アルブミン25% 25%50mℓ/瓶  
 1瓶当たりの単価  
 イ 数量 調達予定数量 400瓶
- (2)ア 落札に係る物品等の名称 献血ヴェノグロブリンーIIH 2.5g 50mℓ/瓶  
 1瓶当たりの単価  
 イ 数量 調達予定数量 160瓶
- (3)ア 落札に係る物品等の名称 タキソール注30mg/5mℓ 30mg 5mℓ/瓶  
 1瓶当たりの単価

- イ 数量 調達予定数量 170瓶
- (4)ア 落札に係る物品等の名称 グラソソ注射液150 150mg 0.6mℓ×1管/箱  
 1箱当たりの単価  
 イ 数量 調達予定数量 100箱
- (5)ア 落札に係る物品等の名称 フサソソ50 50mℓ×10瓶/箱  
 1箱当たりの単価  
 イ 数量 調達予定数量 70箱
- (6)ア 落札に係る物品等の名称 ノイアート500倍 500単位(溶解液付)/瓶  
 1瓶当たりの単価  
 イ 数量 調達予定数量 100瓶
- 2 落札を決定した日  
 平成13年3月26日
- 3 落札者の氏名及び場所  
 (1) 氏名 株式会社ほくやく 札幌市中央区南1条西10丁目3番地  
 (2) 氏名 株式会社ほくやく 札幌市中央区南1条西10丁目3番地  
 (3) 氏名 株式会社モロ才 札幌市中央区北3条西15丁目  
 (4) 氏名 株式会社モロ才 札幌市中央区北3条西15丁目  
 (5) 氏名 株式会社モロ才 札幌市中央区北3条西15丁目  
 (6) 氏名 株式会社ほくやく 札幌市中央区北1条西10丁目3番地
- 4 落札金額  
 (1) 7,896円  
 (2) 24,160円  
 (3) 15,886円  
 (4) 26,758円  
 (5) 44,156円  
 (6) 36,414円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 6 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道札幌医科大学事務局病院課  
 (2) 所在地 郵便番号 060 - 8543 北海道札幌市中央区南 1 条西16丁目  
 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3129

興 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第35号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年4月26日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市北区本庄東一丁目1番10号 株式会社パルテック
代表者の氏名	代表取締役 中野 純弘
製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府堺市八田西町2丁目11番47号 神奈川県海老名市下今泉3丁目11番1号
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	インゴット
製造業者名	株式会社パルテック
型式試験番号	24006100
検定年月日	平成14年4月26日
検定番号	第24006100号
検定の有効期間	公示の日（平成14年4月26日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRフーバーバイキングSSX
製造業者名	株式会社三共

型式試験番号	20011500
検定年月日	平成14年4月26日
検定番号	第20011500号
検定の有効期間	公示の日（平成14年4月26日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	フーバーバイキングDX
製造業者名	株式会社三共
型式試験番号	20011000
検定年月日	平成14年4月26日
検定番号	第20011000号
検定の有効期間	公示の日（平成14年4月26日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニユーキン
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ
型式名	CRダイナスイトキューターL
製造業者名	株式会社ニユーキン
型式試験番号	22010800
検定年月日	平成14年4月26日
検定番号	第22010800号
検定の有効期間	公示の日（平成14年4月26日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 アールホソ工業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

5	型式区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRNINJA
概要	製造業者名	ワルホン工業株式会社
	型式試験番号	20010900
検定年月日	平成14年4月26日	
検定番号	第20010900号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年4月26日)から3年間	
6	型式区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR・ほっかほか銭湯区
概要	製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	20010400
検定年月日	平成14年4月26日	
検定番号	第20010400号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年4月26日)から3年間	
7	型式区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	トロピコ-30
概要	製造業者名	日本回胴式遊技機工業株式会社
	型式試験番号	24000900
検定年月日	平成14年4月26日	
検定番号	第24000900号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年4月26日)から3年間	

北海道公安委員会告示第36号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。  
平成14年4月26日

北海道公安委員会委員長 潮田 隆

1 審査の種類、期日、時間及び場所

(1) 種類

- ア 技能検定員審査(大型二種)
- イ 技能検定員審査(普通二種)
- ウ 教習指導員審査(大型二種)
- エ 教習指導員審査(普通二種)

(2) 期日 平成14年5月27日(月)

(3) 時間 午前9時から午後5時まで

(4) 場所 札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号

北海道警察本部交通部運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 受審資格

(1) 札幌方面管内に住所を有する者であつて、道路交通法第99条の2第4項第2号又は第99条の3第4項第2号に該当すること。

(2) 大型自動車二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証(大型)の交付を受けたものであること。

(3) 普通自動車二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証(普通)の交付を受けたものであること。

(4) 大型自動車二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証(大型)の交付を受けたものであること。

(5) 普通自動車二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証(普通)の交付を受けたものであること。

3 審査の申請手続

(1) 提出書類

- ア 規則第3条第1項又は第11条第1項に規定する審査申請書 1通
- イ 審査細目についての審査の一部が免除される者であるときは、これを証する書面の写し 1通

(2) 提示書類

- ア 大型自動車二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、大型自動車二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証(大型)

呼 〇 〇 一 三 六 一 号

警 査 課 公 報

- イ 普通自動車第二種免許の技能検定員審査を受けようとする者は、普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第7条第1項の表に規定する技能検定員資格者証(普通)
- ウ 大型自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証(大型)
- エ 普通自動車第二種免許の教習指導員審査を受けようとする者は、普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び規則第15条第1項の表に規定する教習指導員資格者証(普通)
- (3) 審査手数料の納付  
審査を受けようとする者は、審査申請をするときに、北海道公安委員会手数料条例(平成12年北海道条例第30号)第2条に定める額を、これに相当する額面の北海道収入証紙で納付すること。
- (4) 受付期間  
平成14年5月1日(水)から平成14年5月14日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。  
なお、郵送による申請は、受け付けない。
- (5) 申請先  
札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号  
北海道警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
電話 011-683-5770(内線 231、232)

4 審査の方法等  
(1) 技能検定員審査

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
技能検定 に関する 技能	技能検定員として必要な自動車の運転に関する技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

技能検定 に関する 知識	道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査

審査項目	審 査 細 目	審 査 方 法 等
教習に関 する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関 する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

5 合格発表

合格発表は、審査終了後おおむね1週間以内に、文書により本人に通知する。

6 問い合わせ先

審査に関する問い合わせは、申請先によること。

捜 査 課 告 示 第 6 1 号

北海道警察本部告示第61号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成14年5月1日から施行する。

平成14年 4月26日

別表札幌方面東警察署の項中

北海道警察本部長 上原 美都男

苗 穂	同 東区北6条東19丁目1番35号	同 東区東苗穂1条から東苗穂5条までの1丁目から3丁目まで、伏古1条2丁目から5丁目まで、伏古3条から伏古7条までの2丁目から5丁目まで、伏古8条から伏古10条までの1丁目から5丁目まで、東雁来1条から東雁来5条までの1丁目及び東雁来町の一部(国道5号以南)
東 苗 穂	同 東区東苗穂1条3丁目3番54号	同 東区東苗穂6条から東苗穂8条までの1丁目から3丁目まで、東苗穂9条から東苗穂11条までの2丁目及び3丁目、東苗穂12条から東苗穂15条までの2丁目から4丁目まで、伏古11条1丁目から5丁目まで、伏古12条2丁目から5丁目まで、伏古13条3丁目から5丁目まで、東雁来6条1丁目から3丁目まで、東雁来7条1丁目、東雁来8条及び東雁来9条の1丁目及び2丁目、東苗穂町並びに東雁来町(国道274号以北)
札 苗	同 東区東苗穂8条3丁目3番17号	同 東区北34条から北35条までの東20丁目から東28丁目まで、北36条の東

丘 珠	同 東区北35条東26丁目3番17号	20丁目から東29丁目まで、北37条の東20丁目から東30丁目まで(東23丁目、東24丁目欠)北38条及び北39条の東20丁目及び東21丁目、北40条及び北41条の東20丁目、北丘珠1条2丁目及び3丁目、北丘珠2条から北丘珠5条までの1丁目から4丁目まで、北丘珠6条4丁目、丘珠町、栄町の一部(市道烈烈布北支線3号線以東)並びに中沼町
-----	--------------------	---

を

苗 穂	同 東区北6条東19丁目1番35号	同 東区東苗穂町1丁目から16丁目まで、北4条東12丁目から東16丁目まで、北5条東12丁目から東17丁目まで、北6条及び北7条の東12丁目から東20丁目まで、北8条東16丁目から東19丁目まで、北9条東16丁目、北10条から北12条までの東16丁目及び東17丁目、北13条及び北14条の東16丁目、本町1条及び本町2条の1丁目から11丁目まで並びに雁来町
東 苗 穂	同 東区東苗穂1条3丁目3番54号	同 東区東苗穂1条から東苗穂5条までの1丁目から3丁目まで、伏古1条2丁目から5丁目まで、伏古2条3丁目から5丁目まで、伏古3条から伏古7条までの2丁目から5丁目まで、伏古8条から伏古10条までの1丁目から5丁目まで、東雁来1条から東雁来5条までの1丁目及び東雁来町の一部(国道274号以南)
札 苗	同 東区東苗穂8条3丁目	同 東区東苗穂6条から東苗穂11条までの1丁目から3丁目まで、東苗穂12条から東苗穂14条までの1丁目から4丁目まで、東苗穂15条の2丁目から4丁目まで、伏古11条1丁目から5丁目まで、伏古12条2丁目から5丁目まで、伏古13条及び伏古14条の3丁目か

		目3番17号	ら5丁目まで、東雁来6条1丁目から3丁目まで、東雁来7条1丁目、東雁来8条及び東雁来9条の1丁目及び2丁目、東苗穂町並びに東雁来町（国道274号以北）
丘 珠		同 東区北35条東26丁目3番17号	同 東区北34条から北35条までの東20丁目から東28丁目まで、北36条の東20丁目から東29丁目まで、北37条の東20丁目から東30丁目まで（東23丁目及び東24丁目欠）、北38条及び北39条の東20丁目及び東21丁目、北40条及び北41条の東20丁目、北丘珠1条2丁目から4丁目まで、北丘珠2条から北丘珠5条までの1丁目から4丁目まで、北丘珠6条4丁目、中沼西1条から中沼西5条までの1丁目及び2丁目、丘珠町、栄町の一部（市道烈烈布北支線3号線以南）並びに中沼町

栄 西		同 東区北42条東4丁目811番2号	同 東区北34条から北48条までの東1丁目から東7丁目まで、北49条東2丁目から東7丁目まで、北50条及び北51条の東2丁目から東8丁目まで、北50条及び北51条の東9丁目の一部（旧琴似川以南を除く。）
栄 東		同 東区北41条東14丁目2番地	同 東区北34条から北40条までの東8丁目から東19丁目まで（東11丁目欠）北41条から北46条までの東8丁目から東17丁目まで（東11丁目欠）北47条及び北48条の東8丁目から東17丁目まで（東11丁目及び東12丁目欠）北49条東8丁目から東15丁目まで（東11丁目及び東12丁目欠）北50条及び北51条の東9丁目の一部（旧琴似川以南を除く。）

目まで、栄町の一部（市道烈烈布北支線3号線以南を除く。）

栄 西		同 東区北42条東4丁目1番35号	同 東区北34条から北48条までの東1丁目から東7丁目まで、北49条から北51条までの東2丁目から東7丁目まで
栄 東		同 東区北41条東14丁目2番16号	同 東区北34条から北43条までの東8丁目から東19丁目まで（東11丁目欠）、北44条の東8丁目から東15丁目まで（東11丁目欠）、北45条及び北46条の東8丁目から東19丁目まで（東11丁目欠）、北47条及び北48条の東8丁目から東19丁目まで（東11丁目及び東12丁目欠）、北49条の東8丁目から東17丁目まで（東11丁目及び東12丁目欠）、北50条の東8丁目から東15丁目まで（東11丁目及び東12丁目欠）、北51条の東8丁目から東15丁目まで（東11丁目から東13丁目まで欠）並びに栄町の一部（市道烈烈布北支線3号線以南を除く。）

に改める。

北海道警察本部告示第62号

次のとおり指名競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年4月26日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- 警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 2,853着
- 警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,906着

<p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期日 平成14年9月6日</p> <p>(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>3 指名されるために必要な要件</p> <p>入札に参加しようとする者は、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第160条の基準に基づく次の要件に該当すること。</p> <p>(1) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p> <p>(2) 納入する物品等に必要とする生地の供給を受けられること。</p> <p>4 契約条項を示す場所</p> <p>北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）</p> <p>(2) 入札日時 平成14年6月11日 午後1時30分（郵送による場合は、必着）</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の13において準用する政令第167条の7及び財務規則第162条において準用する財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 一連の調達契約に関する事項</p> <p>この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公示の予定時期</p>
---

<p>(1) 名称及び数量</p> <p>警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 520着 警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 260着</p> <p>(2) 予定時期 平成14年11月ごろ</p> <p>8 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>9 落札者の決定方法</p> <p>財務規則第162条において準用する財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>11 その他</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者に要求される義務</p> <p>この入札に参加しようとする者は、製品見本及び3の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類等を平成14年5月31日までに、次の場所に提出しなければならない。</p> <p>また、提出した製品見本及び書類等に関し契約担当者等から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>提出場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(2) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者若しくは指名されていない者のした入札、財務規則第162条において準用する財務規則第154条各号に掲げる入札又はこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p>
---

呼 び 掛 け 係 員

- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目  
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
  - (7) この入札の執行は、公開する。
  - (8) 詳細は、入札説明書による。
12. Summary

- (1) The nature and quantity of products to be procured : male police officer's summer shirts with long sleeves, 2,853 pieces and short sleeves, 1,906 pieces
- (2) Bid tendering time and date : 1 : 30 P. M. June 11, 2002
- (3) For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

釧 路 市 漁 業 課

道南連合海区漁業調整委員会指示第 1 号

北海道日高、胆振、渡島支庁管内太平洋海域におけるさめはえ縄漁業（あぶらざめを対象とするものを除く。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により次のとおり指示する。

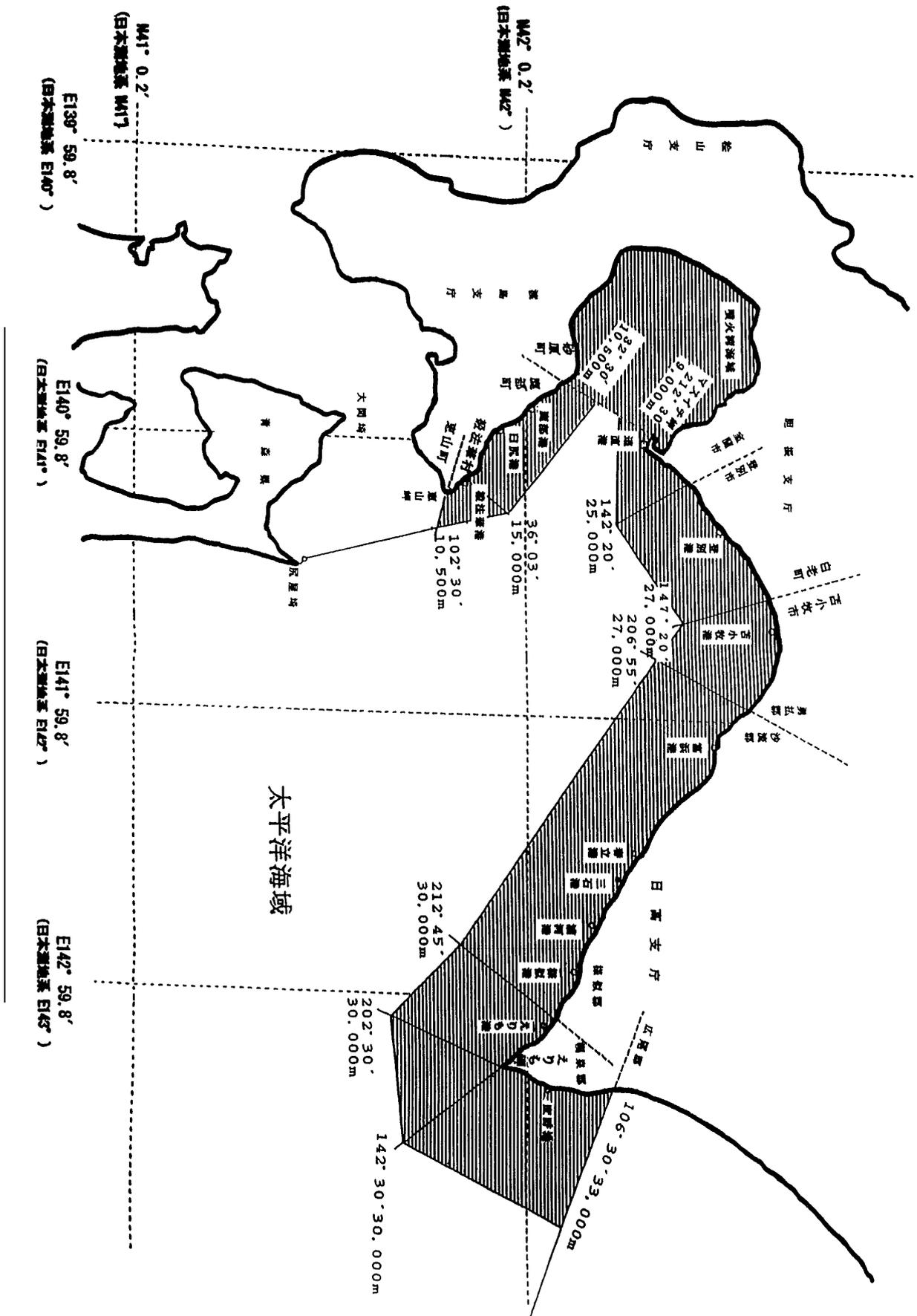
平成14年 4月26日

道南連合海区漁業調整委員会会長 西 田 勝 美

- 1 操 業 の 区 域  
広尾郡と幌泉郡の境界線106度30分以西から亀田郡般法華村と亀田郡恵山町の境界線102度30分、10,500メートルの点と尻屋埼を結んだ線以東の北海道太平洋沖合海域
- 2 制 限 区 域  
次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においてこの漁業を操業してはならない。  
(1) 広尾郡広尾町と幌泉郡えりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点  
(2) 広尾郡広尾町と幌泉郡えりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分、33,000メートルの点  
(3) えりも町えりも岬突端と最大高潮時海岸線の交点から142度30分、30,000メートルの点

- 点
- (4) えりも町えりも岬突端と最大高潮時海岸線の交点から202度30分、30,000メートルの点
  - (5) 幌泉郡えりも町と様似郡様似町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から212度45分、30,000メートルの点
  - (6) 沙流郡門別町と勇払郡鶴川町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から206度55分、27,000メートルの点
  - (7) 苫小牧市と白老郡白老町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から147度20分、27,000メートルの点
  - (8) 室蘭市と登別市の境界線と最大高潮時海岸線の交点から142度20分、25,000メートルの点
  - (9) 室蘭市でヌイチ岬突端と最大高潮時海岸線の交点から212度30分、9,000メートルの点
  - (10) 茅部郡砂原町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から32度30分、10,500メートルの点
  - (11) 茅部郡南茅部町と亀田郡般法華村の境界線と最大高潮時海岸線の交点から36度03分、15,000メートルの点
  - (12) 亀田郡般法華村と亀田郡恵山町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から102度30分、10,500メートルの線
  - (13) 亀田郡般法華村と亀田郡恵山町の境界線と最大高潮時海岸線の交点
- 3 制 限 期 間  
平成14年6月1日から平成14年9月30日まで
  - 4 操 業 の 方 法  
さめはえ縄漁業（あぶらざめを対象とするものを除く。）を営もうとする者は、使用漁船ごとに本委員会に届出（様式1）を行い、操業の際は届出済書（様式2）を携帯し、標識板等（様式3）を掲げなければならない（様式は省略する。）。  
5 操 業 の 条 件 及 び 制 限  
(1) 敷設する漁具には標識をつけるとともに、当該届出船名を明瞭に表示しなければならない。  
(2) 操業の秩序維持及び漁具被害の防止を図るため、漁場の競合する多種漁業者との間で操業協定を締結し、その協定を忠実に履行しなければならない。  
(3) 操業が終了したときは、30日以内に別紙様式により、漁獲実績報告書を本委員会に提出しなければならない。

道南連合海区漁業調整委員会指示第1号 概略図



正 誤

平成14年2月12日(第1339号)  
北海道警察本部告示第50号(特定調達契約に係る落札者等の公示)中に次のとおり誤りが  
あったので訂正する。

ページ	欄	行
109	左	33
誤	氏 名	石油株式会社
正	氏 名	郷石油株式会社

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北 北海道総務部法制課  
士海 道総務部法制課  
ブ道 道総務部法制課  
リ海 道総務部法制課  
ン部 道総務部法制課  
ト法 道総務部法制課  
株制 道総務部法制課  
式文 道総務部法制課  
会書 道総務部法制課  
社道 道総務部法制課